

弁護士情報提供制度に関する規則

(平成十九年三月十六日規則第百十九号)

改正 平成十九年 五月 二日

同 一九年 六月 一五日

同 二一年 二月 一九日

同 二三年 一月 一六日

同 二六年 一月 一八日

令和 四年 一月 一六日

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)の弁護士情報提供制度(以下「本制度」という。)の設置及び運営に関する基本的事項を定める。

(本制度の設置)

第二条 本会は、この規則の定めに従い所属の弁護士、外国法事務弁護士、特別会員及び準会員(以下「会員等」という。)に関する情報の提供を行おうとする弁護士会の申出により、当該会員等が自己の情報の提供の申請を行った事項について、インターネット上に開設した本会及び弁護士会のホームページを通じて広く市民に情報の

- 1 -

提供を行い、かつ、その弁護士会が広く市民に会員等に関する情報の提供を行うことに協力するため、本制度を設置する。

2 本制度に関して会員等から提供された情報は、本会と当該会員等が所属する弁護士会(以下「所属弁護士会」という。)が本制度のために共同して利用するものとする。

(弁護士会による情報の提供)

第三条 この規則の定めに従い会員等について弁護士に関する情報の提供を行おうとする弁護士会は、本会に対し、その旨を申し出なければならない。

(情報提供の申請)

第四条 前条の申出を行った弁護士会(以下「実施弁護士会」という。)の会員等は、当該弁護士会に対し、次に掲げる事項(当該弁護士会が情報提供しないと定めた事項を除く。)の全部又は一部について自己の情報を、市民へ提供することを申請することができる。

- 一 生年
- 二 登録年(初めて本会に登録された年をいう。)
- 三 修習期
- 四 性別(ただし、会員情報の提供の取扱いに関する規

- 2 -

- 則（規則第三百号）第八条第四項の規定に基づき提供
が認められた他の性別の情報があるときは、当該他の
性別）
- 五 出身地
 - 六 学歴
 - 七 肖像（写真を表示する画像データをいう。）
 - 八 法曹以外の資格
 - 九 日本国以外の法曹資格（外国法事務弁護士において
は、原資格国以外の法曹資格）
 - 十 外国語能力
 - 十一 事務所における執務時間
 - 十二 事務所の所在地図
 - 十三 ホームページアドレス
 - 十四 電子メールアドレス
 - 十五 取扱業務の種類
 - 十六 重点取扱業務（取扱業務のうち特に重点的に取り
扱っているものをいう。）の種類
 - 十七 取扱業務に関する具体的記載（判決紹介を含む。）
 - 十八 本会又は弁護士会における委員会活動歴
 - 十九 本会又は弁護士会の研修の受講履歴
 - 二十 本会又は弁護士会の研修の講師履歴

- 3 -

- 二十一 大学等での教授及び講師歴
 - 二十二 その他の経歴
 - 二十三 著作及び論文名
 - 二十四 民事法律扶助の取扱いの可否
 - 二十五 受任に関する紹介の要否
 - 二十六 所感（自由記載）
- 2 前項第十五号及び第十六号に掲げる取扱業務及び重点
取扱業務の種類並びに同項各号の申請の内容及び
その方式は、細則をもつて定める。
- （情報提供の申請に対する審査）
- 第五条 実施弁護士会は、前条第一項の申請を受けたとき
は、情報の内容が不相当なものでないかの審査を行う。
審査は、弁護士等の業務広告に関する規程（会規第四十
四号。準会員規則（規則第十一号）第二十三条第二項及
び特別会員規則（規則第二十六号）第二十条第二項にお
いて準用する場合を含む。）及び外国法事務弁護士等の
業務広告に関する規程（会規第四十五号）（以下「各広
告規程」と総称する。）その他実施弁護士会の定めると
ころに従い行うものとする。
- 2 実施弁護士会は、前項の審査の結果、申請にかかる情
報の内容が不相当でないと認めるときは、本会に対し、

- 4 -

当該会員等にかかる情報について第三条の申出をするものとする。申請にかかる情報の内容の一部について相当であると認めるときは、不相当部分を除いた情報についてののみ第三条の申出をするものとする。

(情報提供の方法)

第六条 本会は、前条第二項の申出にかかる情報を、当該会員等の次に掲げる事項にかかる情報と併せてインターネット上に開設した本会のホームページに掲載して市民に対し提供する(第四条第一項各号及び本項各号にかかる情報を「弁護士情報」という)。

一 氏名(職務上の氏名を使用している会員等については、職務上の氏名をいう。ただし、当該会員等が氏名の情報を提供することを希望し、かつ、会員情報の提供の取扱いに関する規則(規則第三百三号)第八条第三項についても氏名の情報の提供を希望している場合は、職務上の氏名の情報のほか氏名の情報を提供する。)

- 二 所属弁護士会の名称
- 三 事務所の名称及び所在場所
- 四 事務所の電話番号及びファクシミリ番号
- 五 登録又は掲載の番号

六 弁護士、特別会員、準会員又は外国法事務弁護士の別

七 外国法事務弁護士の場合はその原資格国の国名

八 特定外国法の指定を受けた外国法事務弁護士の場合はその指定法の名称

2 実施弁護士会は、会員等について、前項により本会が情報の提供を行っている事項(第十条の規定により変更され、又は抹消された事項があるときは、その変更又は抹消後に情報の提供を行っている事項をいう。)を、その実施弁護士会がインターネット上に開設したホームページに掲載して市民に対する弁護士情報の提供を行うことができる。

3 前二項の弁護士情報の提供の方法について必要な事項は、別に細則をもつて定める。

(弁護士情報の変更)

第七条 第四条第一項に規定する申請により自己の弁護士情報が本会のホームページに掲載された会員等(以下「登録会員」という。)は、掲載された自己の弁護士情報について変更が生じ、各広告規程に違反するおそれがあるときは、所属弁護士会に対し、当該弁護士情報(同項各号にかかる情報に限る。以下本条において同じ。)の変

更（抹消する場合を含む。以下同じ。）の申請を行わなければならない。

2 登録会員は、前項に規定するもののほか、各広告規程に違反しない限り、所属弁護士会に対し、いつでも本会のホームページに掲載された自己の弁護士情報の変更の申請をすることができる。

3 前二項に定める変更の申請について必要な事項は、別に細則をもって定める。

（変更の申請に対する審査）

第八条 第五条の規定は、前条第一項又は第二項の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第一項の申請」とあるのは、「第七条第一項又は第二項の変更の申請」と読み替えるものとする。

（弁護士情報に対する措置等）

第九条 本会は、登録会員の弁護士情報について、各広告規程に違反するおそれがあると思料するときは、当該登録会員の所属弁護士会にその旨通知する。

2 実施弁護士会は、前項の通知を受けたとき又は自ら会員等の弁護士情報について各広告規程に違反するおそれがあると思料するときは、調査を行い、必要な措置をと

- 7 -

らなければならない。

3 実施弁護士会は、本会に対し、前項の調査の結果及び措置の内容を通知するものとする。

（掲載の変更等）

第十条 本会は、第八条の準用する第五条第二項に基づき実施弁護士会から登録会員の弁護士情報の変更の申出があつたとき又は第六条第一項各号にかかる情報に変更があつたときは、速やかに、本会のホームページ上の掲載を変更し、又は抹消する。

（本制度における本会及び実施弁護士会の責任）

第十一条 第四条第一項の弁護士情報の提供の申請又は第七条第一項若しくは第二項の弁護士情報の変更の申請のあつた事項の真实性については、申請を行った会員等が一切の責任を負うものとし、本会及び実施弁護士会は、その真实性及び相当性について責任を負わない。

2 本会及び実施弁護士会は、会員等が本制度を通じて依頼した者から受任した法律相談又は事件の処理について、その会員等及びその依頼した者のいずれに対しても責任を負わない。

（情報の提供の停止）

第十二条 本会は、登録会員が業務停止、退会命令又は除

- 8 -

名の懲戒処分を受けたときは、その登録会員に関する本制度による情報の提供を停止する。

2 本会は、実施弁護士会から特定の登録会員の弁護士情報の提供を停止する旨の申出があったときは、速やかに、本会のホームページの掲載を停止する。

3 前二項の規定により弁護士情報の提供を停止された登録会員は、業務停止期間が終了したとき、懲戒処分が取り消されたときその他情報提供の停止事由がやんだときは、所属弁護士会に対して、情報提供の停止の解除を申請することができる。

4 実施弁護士会は、前項の申請を受けたときは、その定めるところに従い、弁護士情報の提供の停止を解除するか否かを決定する。

5 本会は、実施弁護士会が弁護士情報の提供の停止を解除して本会にその旨申出があったときは、速やかに、当該登録会員の弁護士情報の提供を再開する。

(提供の終了)

第十三条 本会は、登録会員に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、本制度に関して本会が保有するその者の弁護士情報を全て抹消し、本制度によるその者の情報の提供を終了する。

- 9 -

一 弁護士にあつては、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第十七条の規定により弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

二 外国法事務弁護士にあつては、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十九条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第三十一条第一項若しくは第二項の規定により外国法事務弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

三 特別会員にあつては、特別会員規則第十条の規定により沖繩弁護士名簿の登載を取り消されたとき。

(取扱指針)

第十四条 本会は、本制度による弁護士情報の提供にあつては、登録会員の間に、不公平な結果が生じないように努めなければならない。

(本制度の広報)

第十五条 本会は、市民による本制度の利用を促進するため、本制度の広報活動に努めなければならない。

(適用除外)

第十六条 本制度に基づく会員等の情報提供については、

- 10 -

会員情報の提供の取扱いに関する規則は適用しない。

(細則)

第十七条 この規則を実施するための細則は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成十九年五月二日改正)

第四条第一項及び第五条第一項の改正規定は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成十九年六月一日改正)

第四条第一項第二十四号から第二十六号までの改正規定は、平成十九年六月十五日から施行する。

附 則 (平成二十一年二月一九日規則第一四〇号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第六条改正) 抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程(会規第八十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行)

附 則 (平成二十三年一月一六日改正)

第四条第一項第四号の改正規定は、平成二十三年十一月

十六日から施行する。

附 則 (平成二十六年一月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第二条、第四条、第五条、第六条改正) 抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

附 則 (令和四年一月一六日改正)

第五条及び第十三条の改正規定は、令和四年十一月十六日から施行する。